

東松島市太陽光発電普及促進事業補助制度

東日本大震災による事業の見直しにより本年度は事業縮小しました。

■平成23年度対象期間

平成23年6月30日以前に対象システムの設置について施工契約した方
※ 予算がなくなり次第終了となります。

設置工事完了引渡し後、6か月以内に申請してください。

■対象者

- 平成23年4月1日以降に太陽光発電システムを設置した方
- 市内に住所を有する方・・・(住宅に設置する場合)
- 市内に事業所(事務所、店舗等)を有する事業者の方・・・(事業所に設置する場合)
- 市税等の滞納がない方
- 太陽光発電システムの利用に関するアンケート調査等に協力いただける方

■補助金額

太陽電池の最大出力1kWあたり 35,000円

※ 上限125,000円 (事業所に設置した場合は500,000円)

※千円未満切捨て

■申請に必要なもの

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)・・・2部(必須)
- ② 補助金交付確認書(様式第2号)・・・1部(必須)
- ③ 代行者選任届(様式第3号)・・・・・・1部(施工業者等に申請手続きを委任する場合のみ)
- ④ 添付書類
 - ・工事施工業者又は販売業者が発行する領収書の写し
 - ・契約書を取り交わした場合は契約書類一式の写し
 - ・対象システムを構成する機器の形式、出力等が確認できる書類の写し
→ 国の補助制度に申請した際の「出力対比表」の写しなど
 - ・対象システムの設置状態を示す写真(カラー)
 - ・対象システムの保証書の写し
 - ・住民票(個人の場合)
 - ・固定資産証明書(事業者の場合)
 - ・市税等の滞納が無いことを証明する書類

■補助金交付までの流れ

①設置工事完了 → ②申請 → ③審査 → ④交付決定 → ⑤補助金の振込み

※ 国や県における太陽光発電システム補助制度との併用も可能です。

・・・・・・対象システム・・・・・・

※次の要件を全て満たす太陽光発電システムを対象とします。

- (1) 住宅や事業所（店舗、事務所等）の屋根等への設置に適した太陽電池による発電システムであること。
- (2) 太陽電池の最大出力の合計値が1 kW以上であること。
- (3) 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が一定期間確保されているシステムであること。
 - ① 財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの。又は、同等以上の性能、品質が確認されているものであり、いずれの場合も太陽光発電普及拡大センター（J-PEC）により登録されたもの。
 - ② メーカー等による太陽光発電システムの設置後のメンテナンス体制が用意されていること。
- (4) 未使用品であること（中古品は対象外）。

申請・問い合わせ

東松島市市民生活部環境課（東松島市役所本庁舎1階）

電話：0225-82-1111（内線1152）

FAX：0225-82-1846

Eメール：kanky@city.higashimatsushima.miyagi.jp

